

前橋市消費者行政の概要（抜粋）

1 消費生活相談事業（26年度）

（1）消費生活相談の概要

消費生活の相談は、架空請求の相談が急増した平成16年度をピークに、減少傾向が続いていたが、24年度に相談時間を1時間延長してから増加している。平成26年度の相談件数も2,326件で、前年度に比較して9.5%増加している。

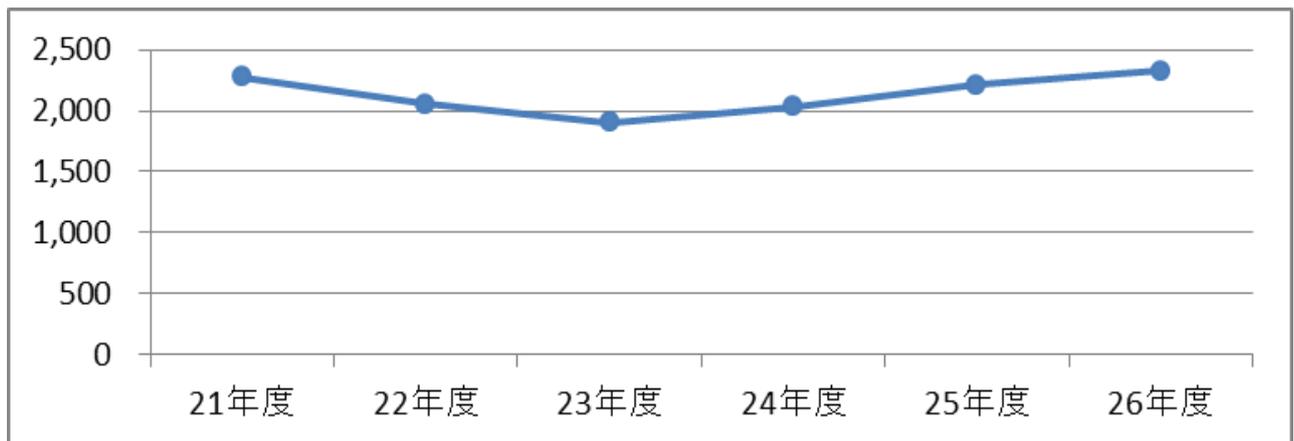
しかし1人暮らしの高齢者の増加等の社会情勢の変化や悪質業者の巧妙化に伴い、相談内容については多様化・複雑化しているため、相談支援体制の一層の充実が求められる。

そのため、相談員は高度の専門的相談にも対応できるよう各種研修会に参加しており、また弁護士等のより専門的な関係機関と連携することで、消費生活相談の体制強化に努めている。

① 相談件数の推移

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
2,273	2,056	1,906	2,030	2,211	2,326

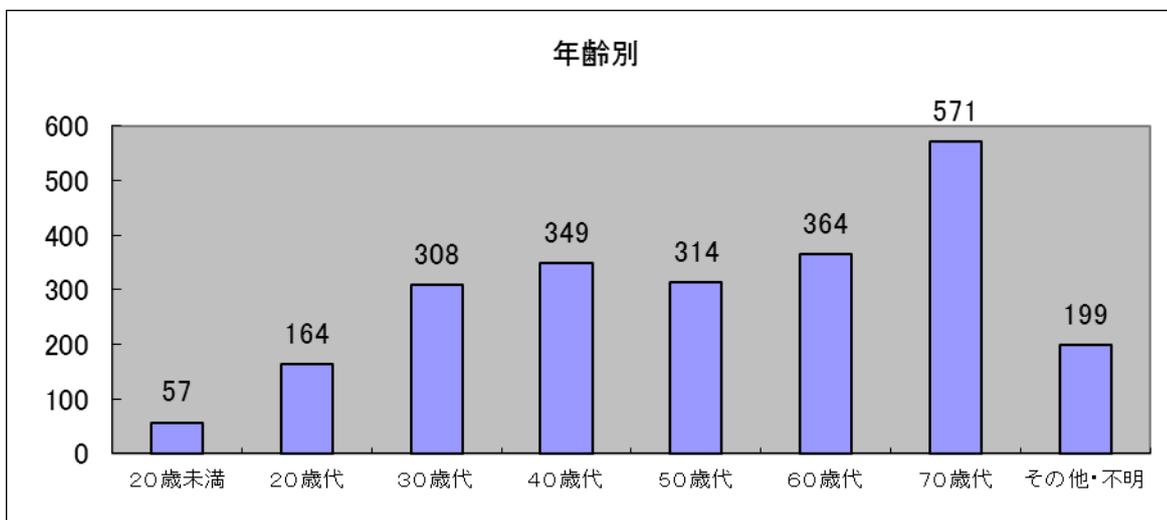
位：件数



③ 相談者の年齢

相談者の年齢は、20歳未満から70歳以上まで、幅広い年齢層からの相談となっているが、60歳代、70歳代で40パーセントを占めている。

単位：人数



⑤ 特殊販売に係る販売購入形態別件数

平成20年6月に「*特定商取引法」と「割賦販売法」が同時に改正され、平成21年12月1日から施行。

特殊販売に関する相談は、インターネットや携帯電話などの通信販売に関する相談が一番多く、若い年齢層を中心に各層に広がっている。

また、訪問販売や電話勧誘販売は、自宅に1人での高齢者層を中心に、様々な方法で契約を強要する悪質な内容が多く、年間を通じて相談件数が多い。

*特定商取引法は、訪問販売等のトラブル防止やクーリング・オフ制度を定めた法律

販売方法別分類

販売方法	年代								26年度	前年同期	前年度比 (%)
	20未満	20代	30代	40代	50代	60代	70以上	不明			
訪問販売	5	6	13	24	43	52	142	32	317	252	125.8
通信販売	38	65	135	157	113	86	73	26	693	591	117.6
マルチ・マルチまがい	0	17	4	1	4	4	1	1	32	24	133.3
電話勧誘販売	1	4	20	18	20	48	128	25	264	285	92.6
ネガティブオプション	0	0	0	0	0	0	0	1	1	11	9.1
訪問購入	0	0	2	1	2	4	6	0	15	16	93.8
その他無店舗販売	2	2	1	0	5	0	2	1	13	16	81.3
合計	46	94	175	201	187	194	352	86	1335	1195	111.7

⑥ 商品・役務別の主な相談内容（上位10位）

1位は他の運輸通信で、インターネットや携帯電話の出会い系サイトやアダルト画面の使用から、画面に不当な金額を請求する内容が張り付く被害などであり、若年層の相談者からの訴えも急増した。また、2位は前年同様に融資サービス相談であった。

単位：件数

順位	商品役務	主な商品・役務の説明	26年度	前年同期	増減率 (%)
1	運輸・通信サービス	パソコン・携帯による通信サービスのトラブル	587	449	130.7
2	金融・保健サービス	詐欺的投資・多重債務関係	252	302	83.4
3	教養娯楽品	新聞契約・パソコン機器	175	158	110.8
4	保健・福祉サービス	還付金詐欺、棟市詐欺、排水管清掃	160	92	173.9
5	商品一般	架空請求など	151	107	141.1
6	食料品	食品の値上げ、食品表示、異物混入	112	214	52.3
7	住居品	布団などの家庭用品、エアゾール式消火器	89	83	107.2
8	被服品	洋服・バッグなどの購入、貴金属の買取	86	71	121.1
9	レンタル・リース・賃貸	賃貸住宅、電話機器のリース	83	87	95.4
10	車両・乗り物	中古車などの車両、乗り物	65	60	108.3

見守り 新鮮情報

第117号

見知らぬ業者から電話で「**医療機関**」が厚生労働省の許可を得て**医療機関債を発行**している。人工透析ができる医療機関が不足しているので、増やすために資金を集めている。**年利約4%の高い利息**が付いて5年後**元本が戻る**」と勧誘を受けた。断ったのに、後

日業者が**突然**家に来て**しつこく勧誘**してきたので、断りきれず**一口50万円**を4口分、**計200万円**購入することにし、申込書を書いた。後で資料をよく見ると「医療機関債は**金銭消費貸借契約**である」とあるが、そのような話は聞いていない。**どのような契約かわからず**怪しいのでやめたい。(70歳代 女性)



新手のもうけ話! 医療機関債のトラブル

ひとこと 助言

気をつけてね



見守るくん

- 2011年度に入り、電話や訪問でしつこく「医療機関債」の勧誘をされるトラブルの相談が寄せられています。
- 勧誘時には「医療機関債」の他に、「病院債」「医療債」「病院への投資」などという言葉が用いられ、「国債と同じ」「貯金のようなもの」「高い利息が付く」などのセールストークが使われています。
- 医療機関債の契約は、消費者側が貸し手となるお金の貸し借り(金銭消費貸借契約)であり、国債や預貯金とはリスクが大きく異なります。借り手である医療法人(病院)の経営が悪化して倒産した場合などは全損の恐れもある取引です。
- 業者の話をうのみにせず、強引に勧誘されても少しでも不審な点や分からない点があるときはきっぱりと断りましょう。
- 心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。